

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 7 の第18号

監 査 の 対 象：令和 6 年度監査委員監査 株式会社大阪鶴見フラワーセンター

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和 8 年 6 月16日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	現金の管理について改善を求めたもの 手持現金とは別に管理している駐車券売上等現金を、期末のみ小口現金出納帳に計上していたことにより、本法人の令和 5 年度決算における、期末日時点の手持現金保有高が運用基準の定めを超える 301,264 円となっていた。 また、この駐車券売上は、収入金が数万円程度と少額であったことから、当月分をまとめて翌月の初めに銀行への入金を行っていた。 【指摘事項】 本法人は、経理規程等に不明確な部分があることにより必要な事務処理が正しく継承されず、不適切な会計処理が行われるリスク等を勘案のうえ現金管理方法を見直し、経理規程、運用基準等で事務処理を明確に規定されたい。	手持現金運用基準を見直し、用語を整理するとともに、手持現金の範囲を明記した。 手持現金以外の現金については、その管理方法を見直し、取扱を明記した収入金の運用基準を作成した。 上記に係る現金（手持現金及びそれ以外の現金）の管理について、経理規程の改正を行った。	措置済	令和 7 年 6 月26日
2	固定資産の管理について是正を求めたもの 本法人では、固定資産台帳に登録されている固定資産のうち、登録内容から現物の特定が困難な資産については、実地照合の対象から除外されていた。 【指摘事項】 本法人は、過去の資料を確認することを含め、固定資産の適切な現物管理に資するように、台帳を整理し、登録されている固定資産について実地照合を行われたい。	実地照合の対象から除外していた確認困難な資産について、過去資料を確認したところ、既に更新済みであることが判明した資産は、令和 6 年12月31日付で除却処理を行った。 また、令和 7 年12月19日に公認会計士である当社監査役に相談し、過去資料が現存しておらず現物の特定が困難な資産については、現実的な対応として現物特定に準じる判断が可能な資産として取扱い、固定資産台帳上、「実地照合済みに準ずる資産」として整理し、他の資産と明確に区分して管理することとした上で、令和 8 年 1 月29日付で実地照合を完了させた。	措置済	令和 8 年 1 月29日